

松本会計通信

2008年1月16日(水)

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤9-17-1

松本税理士事務所 TEL 048-825-5531 FAX 048-832-4584

Email matsumoto-y@tkcnf.or.jp

トラブル予防に付言事項を

遺言とは

遺言とは、相続・遺贈などでの財産の承継について指定する書面のことです。遺言を見ることによって遺言者がどのように財産を承継したいのか分かりますが、どのような気持ちでその遺言を書いたのか、遺言者の思いはどうであったかが、十分に伝わらないことがあります。

そのため、相続人の中には、「どうして自分の相続財産は、他の兄弟姉妹の相続財産より少ないのか？」など、不満に思ったり、ショックを受けたり、相続人間でトラブルになったりする方もいます。このようなトラブルを未然に防ぐために「付言事項」というものがあります。

付言事項には

「付言事項」には、財産の相続のように、絶対に守らなければならない（相続人全員で変更する場合を除く）強制力があるわけではありませんが、自分の気持ちを分かってもらえるという大きな要素があります。

また、作成する者によって、自由に書くことができるので、「自分が死んだ後、兄弟姉妹仲良くするように」「自分の生前は、長男が良くしてくれた」等、生前はなかなか口に出していえなかったことを、遺言書の中で言うこともできるのです。

そのため、相続人によって受け取る財産に多少差異が生じる場合でも、遺言書に残された遺言者の気持ちの趣旨を理解してもらえれば、トラブルを防ぐことができます。

私のことも考えて
くれていたのね。

